

日本統治下の台北城内の街区形成に関する研究*

A Study about The Block Formation inside Tâi-pak-siâⁿ Under Japanese Rule

五島 寧**

GOTO, Yasushi

abstract: This study clarified about the block formation inside Tâi-pak-siâⁿ (Taipei Castle) under Japanese rule. The frame of Tâi-pak-siâⁿ had been constituted by walls and streets. The Government-General tried to improve the urban sanitation with utilizing the frame. As a result Three-Tracks-Street was built at the place that castle wall had been built, and the major streets continued to exist. However, the direction effected by Feng Shui also continued to exist; these instances do not mean accession of traditional space order. The plan was merely the utilization of existing geographical features; because traditional planning philosophy had not been considered.

1 はじめに

本研究は、日本統治下の台北城内(台北城の城壁に囲まれたエリア;「城内」と略することがある。)の街区形成について、市区改正以前の台北城と構成原理の葛藤、街路整備の実態、街区形成の特徴、空間構成の変化、を歴史的視点から明らかにすることを目的としている。植民地化した土地に対する社会資本の整備は、日本の統治政策の特徴の一つである。台北においても、公共施設の整備や近代都市計画の導入が知られている。今日の台北中心部は日本統治下に形成されたものであるが、台北はそれ以前からの既存の都城の一つでもあった。即ち、日本統治下の台北都市計画は、異文化の地における日本近代都市計画であり、さらに既成市街地を改造した事例でもあった。従って、都市計画の実施における文化的葛藤の考察が可能であると考えられる。

2 研究の視点

日本統治下の台湾の都市計画一般には、黄世孟の通史的研究¹⁾があり、また、台北に限定すれば越沢明の研究²⁾がある。特に後者は、黎明期における後藤新平の先見性や、昭和期以後の近代都市計画の概念・手法の内容・導入の実態を発掘している。近年では、黄蘭翔³⁾が植民地統治体制との関係から台北の都市形成過程の社会文化的側面を明らかにしており、葉倩璋⁴⁾は地理学の立場から日本人と台湾人の居住分化の構造を明らかにしている。このように、日本統治下の台北の都市計画については、様々な視点から分析が進展しつつある。また、台湾の都城形成においては、中国大陸や朝鮮半島と同様に風水地理説や周礼冬官考工記等、伝統的な構成規範の存在が指摘されている⁵⁾。かような構成規範は、日本による市街地改造の過程でどのように取り扱われたのだろうか。あるいは、かような規範に基づいて成立していた既成都城に対して、日本による計画がもたらした変容は何だろうか。こうした視点からの具体的分析は、意外に少なかったようである。

このような状況に鑑み、本研究は、市街地の骨格を規定する街路の具体的な計画・整備の内容ならびに、既成市街地に与えたインパクトの内容を、街区形成の視点から考察することを目的とするものである。

日本統治以前の台北の市街地は三つの地域から構成されていた。即ち、18世紀半ばに集落が形成され始めた「艋舺[Báng-kah](ばんか)」, 並びに19世紀半ばに形成された「大稻埕[Tōa-tiū-tiâⁿ](だいとうてい)」, 及び1879(光緒5)年から建設に着手した「城内[Siâⁿ-lâi](じょうない)」である(図1)。これらの内、本研究では「城

* keywords : 植民地, 台湾, 台北, 街路計画

** 正会員 工博 横浜市港湾局 (〒231 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階)

内」を中心に分析を行うものである。その理由は、①一定の空間構成規範の存在が指摘されていること、②日本による基盤整備が活発であったこと、である。

3 市区改正以前の台北城と構成原理の葛藤

(1) 台北城の建設

日本による台湾出兵に危機感を覚えた清朝政府は、それまで台湾府(台南)の管轄していた台湾全体を南北に二分割し、北部に台北府を設置した⁶⁾。そして、経済的繁栄を見せていた大稻埕と艋舺の間に、その行政庁舎として「台北府衙」(たいほくふが)を建設した。着工は1879(光緒5)年で、翌年に完成した。同時期に周辺の街路も整備された。城壁は、周辺の有産者の費用負担を得て、1880年から1882年にかけて建設された⁷⁾。これが台北城である。清仏戦争後、台湾が福建省から分離され台湾省が成立(1885年)し、その中心が台北に移転したことに伴い、「巡撫衙門」(じゅんぶがもん)や「布政使司衙門」(ふせいししがもん)など(1887年)、省政を司る官公署が設置された⁸⁾。

(2) 城壁と街路

図2は1895(明治28)年の台北城内の様子である。街路は直線を基調とし、南北軸が主流となっている。街路の接続においては、部分的には方形を形成しているものの、T字型の交差が主流である。T字型の交差点は、同時代に中国大陸で建設された都城にも見られ、外敵の進入を妨げるという実利的な理由の他、「鬼魂」の進入を防ぐという土俗信仰的な意味が込められていたことが指摘されている⁹⁾。

また、街路の名称を見ると、「北門街」、「西門街」、「小南門街」、「南門街」、「東門街」、「文武街」のように、城門や建築物の名称を付した例が多く観察されるため、建築物とその前面に延びる街路を一つのまとまりとした空間構成が基本となっていたと筆者は考えている。

街路は南北軸を基調とし、城壁は整った方形をなして、それぞれ一定の指向性を示している。しかしながら、城壁は南北軸から約20°外れていて、方形の東側の辺の延長線が七星山に一致することが指摘されている。城壁と街路の方向の葛藤については、建城の過程での指導的立場の技術官僚が、岑毓英から劉璈に交代していることが明らかにされており、そのことによって説明されている。交代後も前任者の思想が継続していることが問題提起¹⁰⁾されるなど、説明しきれない部分はあるものの、目下有力な説であり、次の二つの立場が

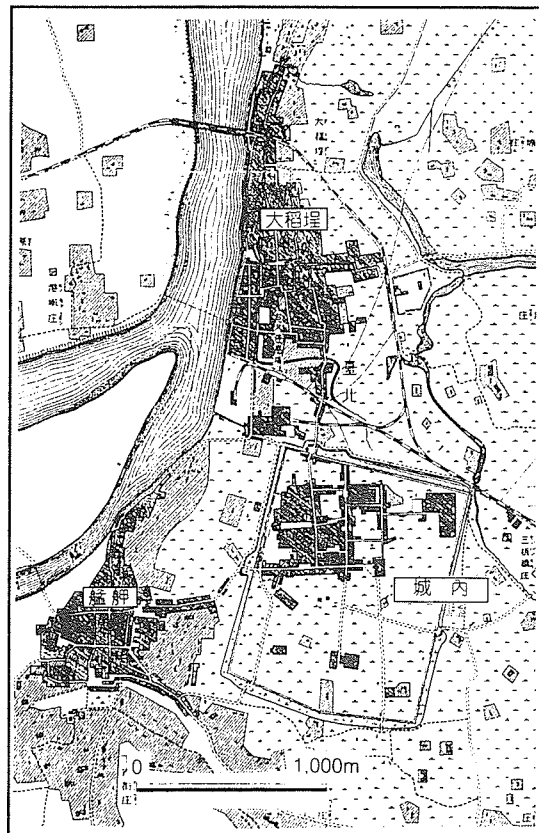


図1：日本統治以前の台北市街
(出典：陸地測量部、「台北」二万分之一地形図,1895年に加筆)

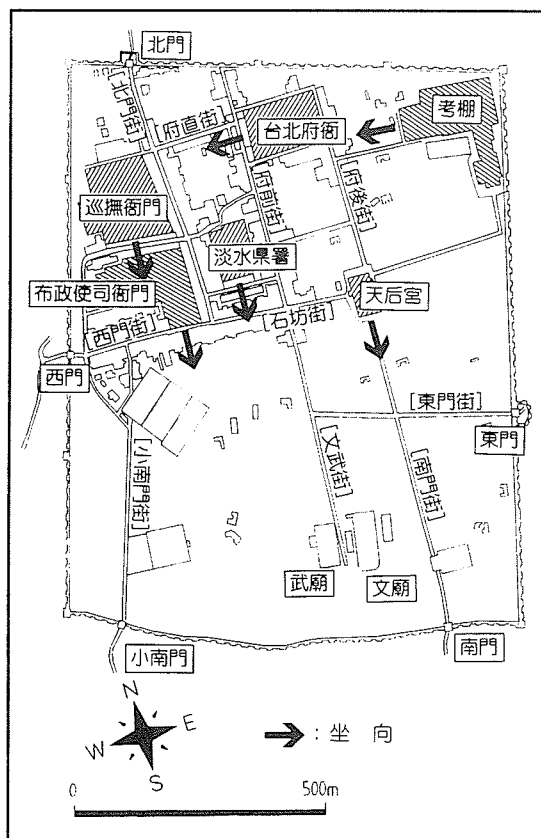


図2：1895(明治28)年の台北城内の様子
(出典：臺灣總督府、「臺北及大稻埕・艋舺略圖」,1895年を修正し、李乾朗、「臺灣建築史」,p173~179,p201~204,1979年の内容を加筆)

ある。一つ目は、街路を星座で説明し、城壁を風水地理説で説明しようとする立場¹¹⁾である。まず、南向きの指向について、星座の視点から「天子南面」として説明する。これは、北極星が公転しないことから、中心の位置にある天子に準えたものである¹²⁾。そして、宮殿の向きが都城の坐向を支配し、南北軸を強調するという考え方である。この原理は「左廟右社面朝后市」で有名な「周礼冬官考工記」(以下、単に「考工記」と略す。)とともに説明されることが多いが、考工記には「天子南面」は登場しない¹³⁾。また、風水地理説は土地の隆起した部分に「脈」が伝わると認識し、中国大陸の崑崙山から至る脈の流れを一つの要素として土地の吉凶を判断する知識体系である。そして、都城の坐向(建築物などの坐す位置と向き)は周辺の地形条件(この場合は山)に支配されたとする立場である。また、2つ目は風水地理説そのものの葛藤と見る立場である。風水地理説においては、山水の地形条件を重視していたが、宋代以降に地形よりも方位を重視する立場が分かれており¹⁴⁾、街路の指向はその学派の影響を見たとする立場である¹⁵⁾。どちらの説も、城壁の方向が風水地理説に支配されたとする立場に変わりはなく、街路の南北軸指向をどのように説明するかという点が異なっているに過ぎない。

(3) 建築物の配置の特徴

先述の通り、台北府衙は城壁に先んじて建設されている。周囲の街路名称を見ると、「府前街」、「府後街」、「府直街」の三例は、単に台北府衙の近傍であることを示すに止まらず、位置関係をも表現した名称である。なお、城内の最大規模の官公署は「布政使司衙門」であったが、これは都城成立後に設置されたものであるため、街路名称には現れなかったと考えられる。このことから、台北府衙は、当初は城内において一定の中心性を有していたが、布政使司衙門の設置に伴って、その地位を譲ったとするのが筆者の見解である。

台北府衙の前面から南に延びる街路の南端で文廟と武廟が対を成していることから、考工記の「左廟右社」の物理的類似性が指摘されることもあるが、後述のように台北府衙は西向きであるため、「左廟右社」は成立していない。一方、布政使司衙門の右側には皇帝を遥拝する「万壽牌」が設けられていた。これは、その機能から「社稷」に準じた施設と考えられる。更に前面には「吏、戸、礼、兵、刑、工」の六科(行政庁)が展開している¹⁶⁾(図3)。即ち「右社面朝」が実現しているのである。このことから、考工記の配置原則を踏襲しているのは、むしろ布政使司衙門であると筆者は考えている。

中国大陸南部や台湾の諸都城では、西向きおよび南向きの坐向を持つ建築物が同一の都城内に混在し、構成原理上の葛藤が存在したことが指摘されている¹⁷⁾。台北城内では、「巡撫衙門」、「布政使司衙門」、「淡水県署」が南向きで、「台北府衙」や「考棚」が西向きである。小規模建築物の中に南西を向いている事例が若干あるものの、東向きや北向きは無い¹⁸⁾(図2に併せて表示)。以上から、台北城内においても、建築物が一定の指向性に支配されていたと考えられる。そして、これも城壁や街路と同様の視点から説明される。まず、南向きの指向については、街路と同様に「天子南面」による解釈が成立する。一方、西向きの指向は、風水地理説による説明が試みられている。台湾における解釈は、「其形勢則自

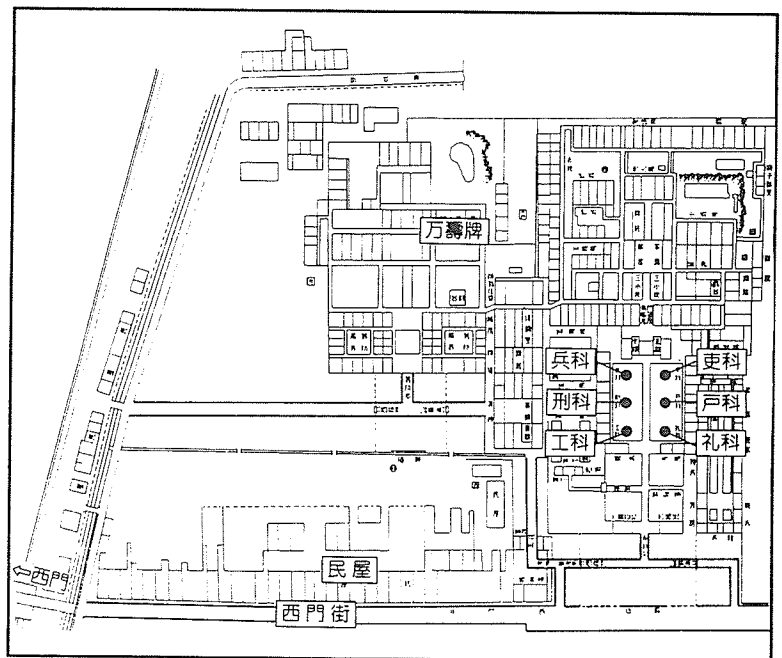


図3：布政使司衙門の配置図

(出典：栗山俊一、「台湾総督府旧庁舎の保存」,台湾建築会誌2輯5号,1930年の付図に加筆)

福建省之五虎門，蜿蜒渡海。東至大洋中起二山曰閩同，曰白峽者，是台湾諸山腦龍處也。隱伏波濤，穿海渡洋，至台之鷄籠山，始結一腦」¹⁹⁾則ち、崑崙山から派生した支脈の一つが、福建省の五虎山から海を渡り、台湾の鷄籠山(現在の基隆付近)に至り、そこから更に支脈を生じることである。1888(光緒14)年に描かれた『臺北府全圖』では、西が下に東が上に描かれており、さらに、鷄籠山から連なる山脈が台北城に至っている。こうした「脈の流れ」が西向きの坐向の根拠とされている²⁰⁾。

(4) まとめ

本章では、市区改正以前の台北城と構成原理の葛藤を明らかにした。街路と城壁は、それぞれ一定の指向性を示しているが、約20°外れており、構成原理上の葛藤が存在したと考えられる。また、西向きないし南向きの建築物が混在し、ここにも構成原理上の葛藤が存在すると考えられる。

4 街路整備の実態

下関条約の締結以降、日本の統治下に入った台湾では、近代都市計画が導入され、第二次世界大戦が終了するまでの間、「大日本帝国の版図」の一部として基盤整備が展開していく。その間の台北で実施された都市計画は、『台北市政二十年史』²¹⁾の分類によると、表1に示すようになる。

表1：台北都市計画の時系列的展開

	時 期	摘 要
第一次計画	明治28年頃実施	応急施設として城壁外側に仮溝渠を設け、淡水河氾濫時の城内の水害を防いだ。
第二次計画	明治29年頃実施	「汚穢悪臭に充ちたる街衢」を清潔にするため、内務省衛生工事顧問W.K.バルトンを招聘し、府前街、府後街に数条の開渠式下水道を敷設した。
第三次計画	明治33年8月23日 台北県告示第64号	市街の発展に応じるため、市街の骨格街路の建直しを図り、台北城内を対象として、市区改正計画を告示した。
第四次計画	明治34年6月1日 台北県告示第90号	市街の膨張に応じるため、城外南門及び東門付近の市区改正を決定告示した。
第五次計画	明治38年10月7日 台北庁告示第199号	市街はさらに発展・膨張を続け、城内、大稻埕、艋舺を併せて200余坪の大都市を形成するようになった。そこで、根本的な市区改正計画を告示し、将来の人口を15万人とする大規模な計画を発表した。
第六次計画	昭和7年3月7日告示 (大台北計画)	第五次計画では昭和4年に初めて人口が飽和状態に達する予定であったが、大正10年の時点で既に17万人に達していた。そこで、60万人を計画人口とする計画を策定した。対象面積は6,676haで、これは第5次計画の9倍半である。

(台北市(1940),『台北市政二十年史』,p543より作成)

表1の計画について、その内容や特徴から、次の三つの段階に分類することができるであろう。即ち、小規模ないしは部分的な改修が中心となった第一次から第二次の計画が「黎明期」、中心市街地形成の直接の契機となった第三次計画から第五次計画が「市区改正期」、郊外部の発展を視野に含め、台湾都市計画令に基づいて近代都市計画の理論と実践が試みられた第六次計画が「大台北計画期」となる。

なお、以下に示す第三次、第五次、第六次計画に関する地方庁告示文ならびに図面は、台湾での現地踏査の際に発掘したものである。これら一次資料を用いることで、本研究では街路や公園等の施設配置について、より詳細且つ具体的な記述が可能となっている。

(1)黎明期

第一次計画および第二次計画については記述は少なく、既述のようなバルトンによる衛生施設の設計が知られている程度であり、具体的な街路の整備内容についてはこれまであまり触れられてこなかった。本研究に際し、新たに発掘した資料に、『東京帝国大学台湾土木事業報告書』がある。これは、明治32~33年に台

湾の市街地を踏査した東京帝国大学の吉町太郎一が、その結果を報告書として著したものである。その報告書の中で吉町は、台湾の市街地全般を次のように述べている。「市街道路一般の体裁は台北城内及び台南市の一部を除き其不潔なる点に於て至る所皆相同し。概して町巾狭く且つ不規則に屈曲し、路面は塵埃堆積し下水は停滞して臭気を発す。」一方、例外とされた台北城内については明治32年11月の状況として、以下のように述べている。「町幅広く規律整然たり中央車道の幅員は簷下の歩道に比して広潤なるが故光線空氣の流通共に充分にして全島唯一の文明的市街と言ふを得べし。当時路面の改築既に其の半に達し府前街後街辺りは盛んに工事中なりき。先づ両側に石を以て齧める開渠式の下水を作り次に路床を突き固め、砂利直径二吋半程のもの厚さ壹尺程敷き詰め五六噸の蒸氣転圧器をかけて丁寧な転圧固定し、沈下するときは更に上盛をなす。路面は楕円形に勾配を附す。病院前には丸石の代わりに碎石を敷き之れに小砂利を盛るの計画なり。一般の成績頗る見事にして内地に於いてすら未だ見るを得ざる道路なり。」²²⁾(図4) 大稻埕は、経済的には繁榮し、また、後発の市街地であったことから「町巾区画共に稍整ひ、比較的清潔」であったが、上記の事業は城内に限られていたため、住民は「城内に於ける道路修築の結果を見て羨望措く能はず、切に其地の改築を請願す」と吉町は伝えている。

吉町が台北を訪れたのは明治32年であり、第三次計画の前である。第一次計画および第二次計画は、街路の側溝や下水道の局部的改修が中心であって、本格的な街路整備ではなかったとされている。しかし、路面整備や衛生施設の改善については、この時点でも成果が上がっており、既に一定の水準に到達していることが、報告書の記述により明らかになった。

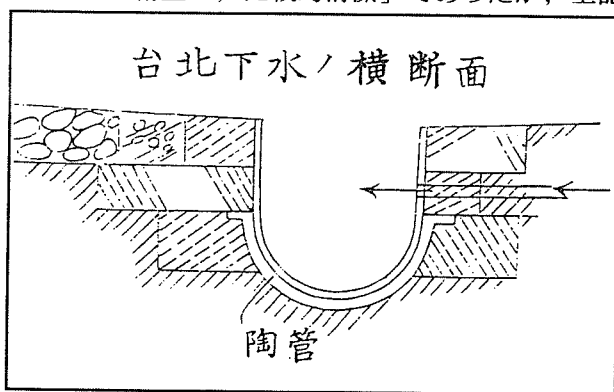


図4：第二次計画の台北城内道路の断面構造(1989年)
(出典：吉町太郎一、『東京帝国大学台湾土木事業報告書』,1900年の付図)

(2) 市区改正期

第三次計画は、台北庁によって計画が告示されており、内容は以下の通りである²³⁾。(図5)

「臺北縣告示第六十四號 左記圖面ノ通臺北城内市區計畫及臺北城壁ヲ圍繞セル濠以内ノ地(西側ノ部分ヲ除ク)ヲ公園ニ指定セラレタリ。但市區計畫ニ關スル詳細ナル圖面ノ閱覽ヲ請ハントスル者ハ本縣廳ニ就キ之ヲ閱覽スルコトヲ得。明治三十三年八月二十三日 臺北縣知事 村上義雄」

街路網の計画の告示はこれが最初であるが、専ら城内で完結し、周辺との連絡も城門の新設のみで、大稻埕や艋舺は対象になっていなかった。なお、第三次計画は第五次計画に概ね承継されていることから、既存街路との関係は、5(1)で一括して詳述する。また、公園計画の出現も、この段階の特徴のひとつである。天后宮のあった場所は公園とされ、後の「台北公園」(現在の二二八和平公園)である。また、城壁外側の堀との間は、鉄道が敷設された西側を除いて、環状の公園として計画されている。三線道路の歴史の変遷に関する研究²⁴⁾で第五次計画を紹介した台湾日日新報の記事²⁵⁾から「城壁の跡は以

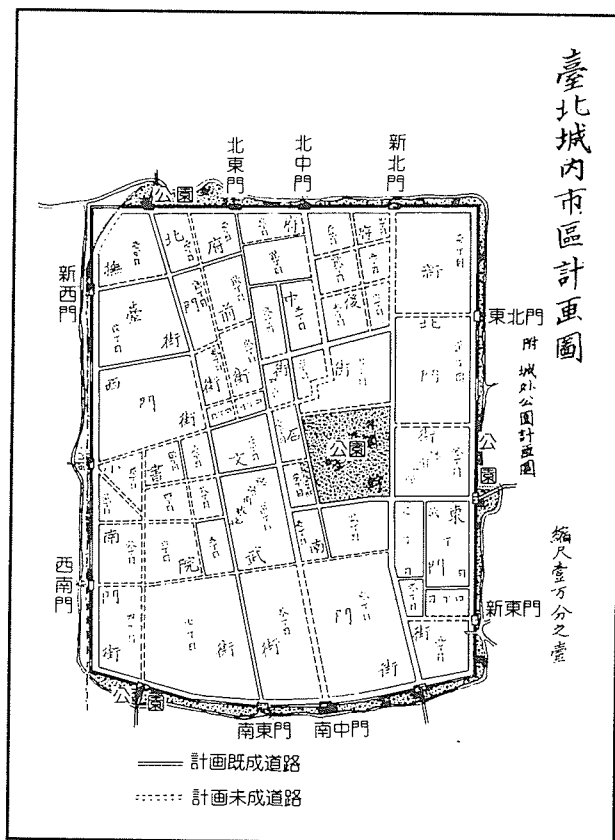


図5：台北城内市區計畫圖附城外公園計畫圖
(出典：台北県報 第百八十八号, 1900年8月23日の付図を修正)

前より公園となす計画なりしが、今回之に三條若しくは四條の大道路を開くこととなれり。」とする部分が引用されており、三線道路の原型として環状の公園の計画が存在したことが推定されていた。本研究で明らかにした事実関係は、この推定を立証するものと筆者は考える。即ち、この環状公園は三線道路の原型である。なお、台湾日日新報は植民地時代の総督府系の日刊新聞で、総督府の施策に関する解説記事が充実しており、総督府告示はその付録として刊行された。ところで、台湾日日新報は、第三次計画について、「改正の方針は成るべく市内の現形を變更せず計畫上萬已むを得ざる部分に限り之を改むるものにて世人が豫想したる程の大なる改正にあらず」²⁶⁾と報じている。そして、主な内容を「城門の新設」、「街区の形成」、「街路の等級分割」としている。「街区の形成」とは、「街路を中心とした街区を、街路と隣接街路に挟まれる地籍街区に変更する」ものであり、詳細については、6(1)で述べる。「街路の等級分割」とは、街路を、一等：10間、二等：8間、三等：6間、四等：5間、五等：4間、六等：3間 の六等級に編成することだった。新たな城門については、筆者の調査した限り写真等は発見できなかったが、総督府で台湾の民族・歴史に関する調査に専従した伊能嘉矩が遺した市街地図にも、これらの城門と城門につながる街路が登場する²⁷⁾。

第四次計画については、残念ながら告示の現物を発見することができなかった。台湾日日新報にも解説記事は無く、以下のような告示の文面が掲載されているのみである²⁸⁾。

「臺北縣告示第九十號 臺北縣知事村上 爲示諭事照得臺北城外南方市區計畫之事按照左開繪圖現行指定但市區計畫所關 詳細繪圖置在本縣廳所有 請閱者均得就本廳閱覽之 合行曉諭爲此示仰 各色人等知悉切切特示 明治 三十四年六月一日」

要するに、台北城外の南側に新たな街路を計画・告示したものである。大稻埕や艋舺は、未だ対象に含まれない。台湾総督府技師の早川透²⁹⁾は、第三次計画と同様に大規模な改造ではなかったとしており、また、告示の文面にも「城外」と明記されていて、本研究の対象地域である「城内」から外れているため、これ以上は言及しない。なお、第三次計画の街路網は、次の第五次計画に概ね引き継がれていることから、第四次計画も同様と考えられる。

続く第五次計画は、その四年後に台北庁によって以下のとおり告示された³⁰⁾。(図6)

「臺北廳告示第二百號 臺北城内外二於ケル市區計畫別紙圖面ノ通更ニ定メラレタリ。但市區計畫ニ關スル詳細ナル圖面ハ當廳ニ就キ之ヲ閱覽スルコトヲ得。明治三十八年十月七日 臺北廳長 佐藤友熊」

第五次計画は本格的な街路計画であり、台北市街の街路骨格を規定している。台湾総督府の営繕課長であった野村一郎³¹⁾によれば、その特徴は以下の通りである。

台北の居住人口を15万人と設定し、一人当たりの面積から区域を定めている。城内及び城外東南部には官公庁が主体となるため、一人当たり20坪とし、艋舺は12坪、大稻埕は10坪とした。街路計画については、大稻埕と城内が細長く連なっていることから、これらを結ぶ南北の縦貫

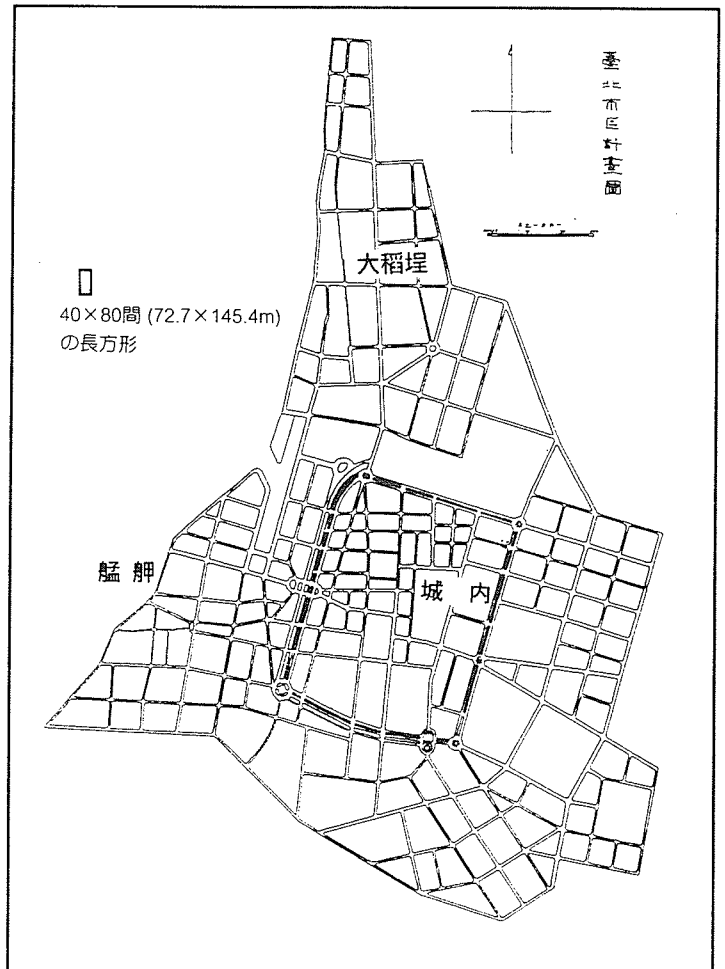


図6：台北市區計畫圖
(出典：台北庁報 第四百二十五号，1905年10月7日の付図を修正)

をはかるとともに、東西方向に街路を並べ、艋舺や周辺村落との連絡を強化した。また、街路は全て直線化することとし、下水溝を街路の両脇に設けた。淡水河へ放流されていた下水は、市街地と河の水準差が少なかったため開渠式が採用され、街路の交差部のみ暗渠式であった。街区は40×80間(72.7×145.4m)を基準とし、風向や採光に配慮した結果、東西軸からは意図的に外したとしている。

以上の内容は既存研究でも報告されているところであるが、単なる紹介に止まっているため、本研究では5章で詳細に分析する。城壁跡には、幅員25~40間(45.5~72.7m)の三線道路が整備された。これは、緑樹帯で歩車道の分離を図った公園道路である。台湾総督府技師であった尾辻国吉は、「獨逸連邦サクソニア國の都市ライブツィッヒ市街の散歩道路に範を採りたるものなり」³²⁾と述べているが、これを直接モデルとしたのは、既述の通り第三次計画の環状公園である。また、一般の街路の幅員は、一等：10間、二等：8間、三等：6間、四等：5間、五等：4間、の五種類に分類整理された³³⁾。

野村は、艋舺や大稻埕では、用地費低減の観点から、なるべく既存の街路を利用して改良するよう設計したとしており、このことも既存研究で紹介されている。本研究では、第五次計画を解説した台湾日日新報の記事³⁴⁾を発掘し、そこに列挙された「主要の新路線」を表2に示した。表2では、大稻埕や艋舺の計画路線にも「穴を穿ち」「打ち抜きて」「一直線を畫し」といった表現が頻出するため、艋舺や大稻埕でも、骨格的な街路の形成には、既存の街路の改良のみでは対応しきれなかったと考えられる。一方、図6の大稻埕や艋舺には、幅員がやや細く直線化されていない街路が存在する。こうした街路は、城内やその東部・南部には存在しないことから、「既存の街路を利用した」とする野村の説明は、これらの街路をネットワークとして取り込んだことをも意味すると筆者は理解している。

(3) 大台北計画期(1932以降；第六次計画)

第六次計画は、昭和7年3月7日に台北庁によって告示された。いわゆる「大台北計画」である。これは、急激な人口増加を背景とし、郊外部の統制などに主眼を置いた計画であった。そして、計画の実施に際しては台湾都市計画令が適用された。第六次計画については、越沢による既存研究が、近代都市計画の導入という視点から、制度全般・事業手法・新たに導入された都市施設・等について詳細な分析を展開している。これ

表2：第五期市区改正の主要な新路線

	路線の内容
(1)	小南門より北旅団司令部前に抵る既設道路を真直に北に引き延ばして総督府を貫き、又砲兵隊を貫き北門に達し、一方小南門より南に引き延ばして衛戍病院に行き当たるもの
(2)	府前街通より南に向て武徳会の東に直通する既設道路を引き延ばして八大隊を貫き、城南街臺灣銀行宿舍の裏手まで真直に達するもの
(3)	西門街と並行して總督府及び海軍幕僚、陸軍幕僚等を串指しに貫き、西の城壁より北門街に抵るもの
(4)	臺北廳南側の路を西の方へ真直に延長し、府前街二丁目と北門街二丁目とに穴を穿ち夫れより砲兵隊を通じて城壁に達するもの
(5)	淡水館の前より西に向ひ鉄道線を路切り新起街の本願寺を打ち抜き新起街に連なるもの
(6)	城南街参事官長官邸の處より西に向ひ製菜課の構内を通り、練習所の前を真直に龍山寺池の先まで達するもの
(7)	新起街検番の向の邊より西に向ひ臺北座を掠めて丸中温泉の後ろを過ぎ河岸に達するもの
(8)	西門街を西に向ひ南洋病院を打ち抜きて西へ真直に河岸に出るもの
(9)	西門外街の教會堂の前の路を真直に河岸に出るもの
(10)	艋舺舊街の既設道路を、南は龍山寺を横に見て鉄道線近くまで引延ばし、北は媽祖廟を打ち抜きて竹仔寮街のまで抵るもの
(11)	久壽街と艋舺媽祖廟の間に殆ど直線を引き、尚ほ龍山寺池の東を過ぎて鐵道線近くに達するもの
(12)	江瀨街より南に一線を引き新起街の日蓮宗布教場を掠め新起街通へ出で夫れより真直に南に延び北皮寮の先まで達するもの
(13)	南洋病院二丁許後より榮座の直ぐ後ろを過ぎ西門外街と並行し、北に向ひ三の橋邊に出で、夫れより大稻埕穴門に致り、又一方は北に向ひ新起街綠温泉の前に出づるもの
(14)	西門外街教會堂の處より北へサミュール商會館の後ろへ直通するもの
(15)	大稻埕北門外街真北に向ひ同街と太平横街、怡和街、公學校等の間に直線を引きけるもの
(16)	大稻埕建成街より朝東街の西部を過ぎ日新街の大池を貫き尚ほ北に進むもの
(17)	北門外街の鐵道路切に十字をなし、西へ真直に河岸に抵り東は台北停車場裏へ延長するもの
(18)	大稻埕停車場と稻新街派出所との間に一直線を畫し、尚ほ之を南へ寄せて勅使街まで延長するもの
(19)	右停車場と派出所の間の真中程より北に一線を引き、以て南街の既成線に連ねたるもの
(20)	河岸より六館街を過ぎ新興街の裏に穴を穿ち、得勝街を東に進み建成街にいたるもの

臺灣日日新報 1905(明治38)年10月10日より作成

に対して本研究の主眼は、台北城内の変容の分析であるため、以下の記述は台北城内の変化を中心とする。

告示された計画図(図7)は、縮小印刷により細部の判読が困難であったため、『台北市二十年史』に記載された都市計画街路表³⁵⁾を参照し、表記内容を確認した。その結果、台北城内で計画された街路は「第五号路線」のみであった。「第五号路線」の幅員は40mで、総督府前面の街路が城内最大幅員に拡幅されることが決定されたわけである。

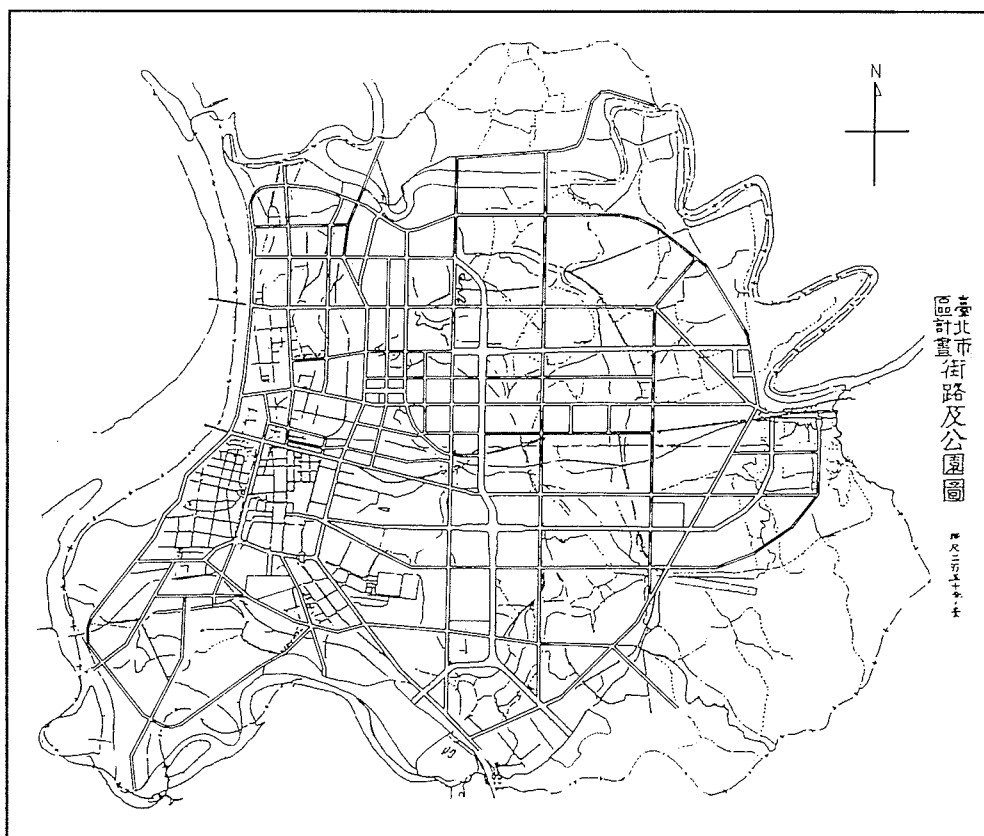


図7：台北市區計畫・街路及び公園圖
(出典：台北州報 第七百六十五号，1932年3月7日の付図を修正)

「第五号路線」の総督府～東門は、後の「介寿路」であり、1996年4月に「ケタガラン大通」に改称されている。そして、この街路は「第四号路線」および「公園道路第四号」(現在の「仁愛路」)に直結している。仁愛路は、空港から市街地への導入路としての性格を担っており、これら3つの街路が連担して、総督府へのビスタを形成している³⁶⁾。なお、中華民国政府統治下で、1951年に策定された都市計画³⁷⁾では、これらの計画街路は幅員・線形・位置が継承されているが、東門から介寿館(総督府)までの部分は、第四号路線の延長に変更されている。日本統治時代の整備は、公園道路第四号の一部分³⁸⁾に止まり、残事業は中華民国政府に引き継がれ、1968年に収束した³⁹⁾。

このように、台北城内は、第五次計画までに街路骨格形成が完了しているため、以下特に言及しない。

(4) まとめ

本章では、街路整備の実態を明らかにした。黎明期の市区改正においても路面改良に一定の成果を上げていたことを明らかにした。台北城内での街路計画の告示は第三次計画に始まり、第五次計画までに、ほぼ骨格が整えられたことを示した。

5 街区形成の特徴

(1) 計画街路と既存街路の関係

図8は、日本統治以前の台北城の街路と、市区改正街路(第五次計画)との関係である。図8の作成にあたっては、原位置で保存されている城門をコントロールポイントとしてトレースした。ところで、台湾総督府庁舎の建築予定敷地の図面(図9)は、1907(明治40)年当時の市街地の状況を示しており、建築予定敷地の東側を南北に縦貫する街路(現；重慶南路)は、文廟と武廟の間を通過している。このことから、この街路は既存街路の延長によって整備されたものと考えられる。そこで、図9に示された「文廟」並びに「武廟」との関係から

街路位置を特定した。また、台北の水道はバルトンの設計により、1907(明治40)年から1909(明治42年)に整備⁴⁰されたもので、図10はその敷設状況である。計画街路から外れて既存の街路に敷設されている箇所もあることが判る。ここに現れた既存の街路の位置や線形は図8の記載内容に概ね一致している。図8を見ると、計画街路網は、既存の街路の延長や整形化を基本としていることが判る。4(1)で明らかにした通り、府前街や府後街では第三次計画以前から、路面改良が実施されていた。図8上の一部既存街路と計画街路の一致は、街路網設計に際し、改良済み街路が取り込まれた結果であると筆者は考える。また、台湾日日新報の記事⁴¹)によれば、計画街路に編入されない主な既存街路として、①西門の処より淡水館に到る間、②石坊街より医院に到る間、③石坊街より府後街に到る間、を挙げており、図8においても計画街路から外れている。一方、新設街路の一部は、三線道路と平行に計画されている。その結果、東西南北方向の街路と、三線道路方向の街路が混在する結果を招いている。3(2)で示した街路と城壁の葛藤は、このような形で存続することとなったのである。

一連の市区改正の効果について、総督府技師の井手薫⁴²)は建築家の立場から、次のように問題提起している。先ず、市区改正の成り立ちと計画思想について、「本島に於ける都市計画に関する従来の慣習は、……専ら土木の手に於て計画……或は甚しきは衛生のみに依つて考慮……街路・下水の計画を主……」とした上で、「本島の市区改正は、……取敢ず先づ街路及び排水の改善に着手したるに初まり、其の主旨は旧式市街を文

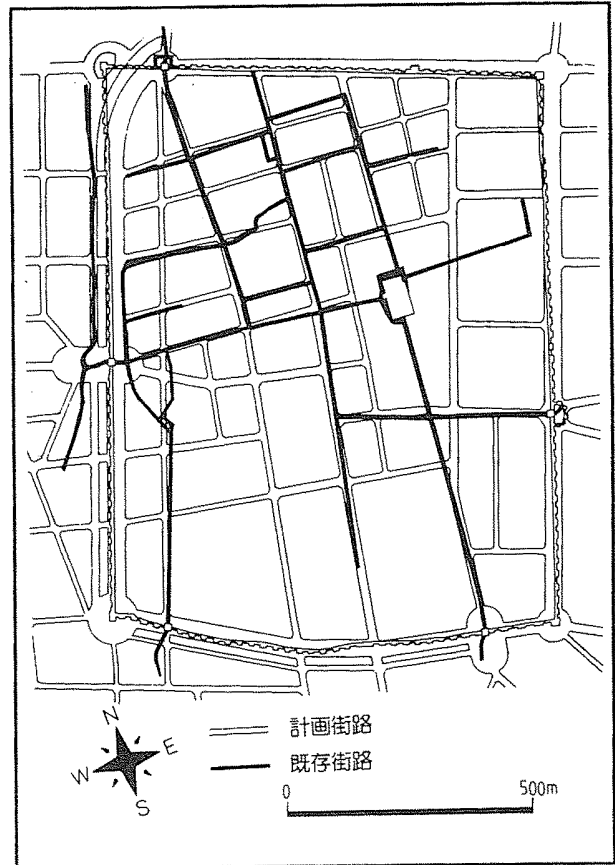


図8：既存街路と第五次計画街路の関係

(出典：臺灣總督府、『臺北及大稻埕・艋舺略圖』,1895年と、台北庁報 第四百二十五号, 1905年10月7日の付図から作成)

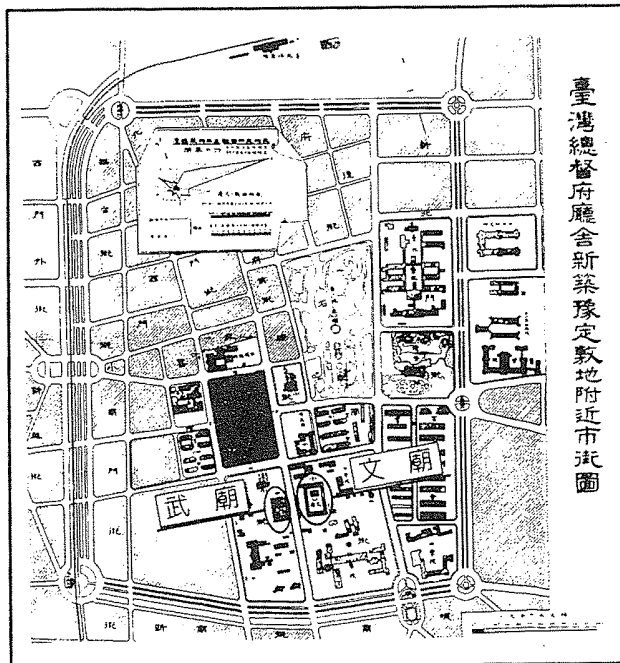


図9：台湾總督府庁舍新築予定敷地附近市街図
(出典：總督府、『臺灣總督府廳舍新築設計懸賞募集規程』の付図)

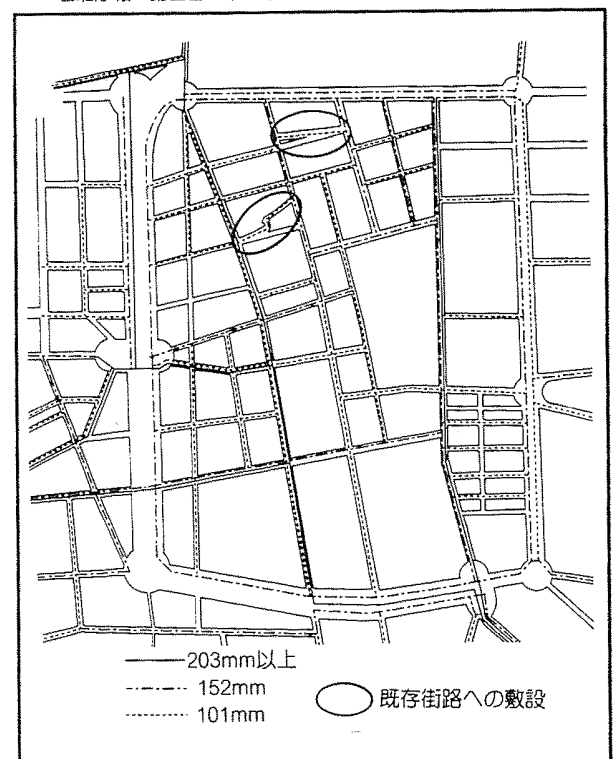


図10：台北水道図 (出典：台北水道の付図を修正)

明的都市の形に近けんとする改造計画に過ぎぬ」と結論している。そして、その土木工事のあり方について、「土木工事に於ては其の工事の前途に横はるものは凡てこれを障碍物と見て取り除かんとし、之れに譲る事が少い」と批判し、さらに「市内の名勝史蹟が至る処に於て街路に貫通せられて滅亡したるもの多く、又現に其の悲運に直面しつつあるものも少なくない」との問題点を指摘している。また、「建築に顧慮なくして、任意に計画せられたる街路に囲まれたる余地或は区域は、その形多くは不整不規則にして鋭角に富み、建築敷地として甚不利なるのみならず、時として建築不可能の場合が少なくない」と、建築への考慮が無いことに不満を呈するなど、土木・衛生事業中心とする計画思想の限界を指摘している。

台北の都市計画の主眼は衛生環境の改善と定住志向の醸成⁴³⁾であった。特に前者は喫緊の課題であったため、当初は既存の街路体系を受容せざるを得ない側面があったと考えられる。清朝時代の街路が残存し得たのは、市区改正がその延長上に発展してきたためである。遺構保存の意図でないことは、建築物の取り扱いからも明らかであろう。また、衛生環境の改善に一定の成果を上げたとしても、土木先行型の街区形成は建築物の設置を困難にするという結果を生じ、居住環境の改善に矛盾を生じてしまった。台北の街路整備は、公園道路の建設など華やかな一面を呈する一方で、かような挫折を内包しているのである。

(2) 街区の規模・形状の特徴

街区は40×80間(72.7×145.4m)を基準とし、東西軸からは意図的に外したとしている。これは、台北では東風が多く、このように街区を形成することで、各街区が風を受けやすくしていること、並びに十分な採光の確保を意図した結果とされている⁴⁴⁾。

まず、街区の規模について、第五次計画図(図6)を見ると、艋舺や台北城の東側については、比較的整った長方形の街区が並んでいるものの、基本となったとされる40×80間の長方形(図6に併せて記入)が、そのまま採用されている街区はなく、この長方形を二つないし三つ並べた規模である。従ってこの長方形は、街区の規模そのものではなく、規模を設定する最小単位のような概念であったと筆者は理解している。

次に、街区の方向を見ると、艋舺や台北城外の東側では、東西軸から一定の角度での偏心が見られる。この部分は三線道路、即ち城壁跡と平行に街区が形成されている。街区の方向の設定にあたっては、前記の計画思想を具現化するにあたり、城壁の方向が利用されたものと筆者は考える。大稻埕は東西南北方向のグリッドパターンが基調となっているが、台北城に近い箇所では、艋舺や城外東側と同じ向きである。城内は、5(1)で示したとおり南北軸方向の街路パターンが併存しているものの、一部で艋舺や城外東側と同一の方向に街区が形成されている。つまり、市街地は全体的に、城壁の指向を継承したと言えるが、勿論これは、採光や風向への配慮を媒介とした結果に過ぎず、風水地理説との直接的関係が見出せるわけではない。

台北市区改正計画の設計を担当したバルトンは、台中の設計も担当している⁴⁵⁾。台中でも街路網の格子型は東西軸から55°外されていた。これは、日光を充分に当てて開渠式下水道の殺菌を促すことも目的であった。しかしながら、採光への十分な配慮が、住民を強烈な日射にさらす結果となり、失敗に終わったとの評価に収斂していった⁴⁶⁾。第六次計画の街路は、東西南北方向のグリッドパターンが基調で、東西軸からの偏心は採用されていない。日照面での失敗が、計画思想の転換を促した結果であると筆者は考えている。

(3) まとめ

本章では、街区形成の特徴を明らかにした。土木事業中心に展開した城内の街路整備は、二種類の指向が混在し、敷地の定型化が阻害される結果となったため、建築への配慮のなさが批判の対象となった。台北城周辺では、環境面への配慮の視点から、城壁と同じ方向の街区設計が導入されたが、後には踏襲されなかったことを示した。以上のように、台北城内では街区の設計思想を充分に実現できず、台北城周辺ではある程度の実現は見たものの、予想外の結果をもたらしており、以降の計画には継承されなかった。

6 空間構成の変化

(1) 街区形成と行政区域名の変化

街路の整備や建築物の存在がハード面からの空間変容であるとすれば、町名等の行政区域名の変更は、ソフト面における空間変容といえよう。事実、1900(明治33)年の第三次計画においては、「街名の変更」が行われており、これは街路の整備と同等に計画内容に挙げられている。台湾日日新報の解説記事⁴⁷⁾によれば、「従来の街名は街路を基準とし、其の街路に沿ふ両側は同一の街名……改正市区の街名は地籍の区域に依り街路を中心とし、隣接街路の中心までを一区域と定めて街名を付せり」というもので、要するに行政区域名の単位を街路から街区に変更しているのである。つまり、3(2)で示したように、城内の空間は、建築物とその前面に延びる街路を基本として構成されていたが、物理的な街区形成と共に、ソフト面においても街区を中心とした構成に転換している。(図11)

その後1920(大正9)年の地方管制の改正に伴い、台北においても周辺地域を含めた区域で市政が施行され、市内の行政区域名155街庄(122街,33庄)に整理されている⁴⁸⁾。1920年の行政区域名整理時点を表現した市街図⁴⁹⁾を参照する限りでは、台北城内については行政区域名に変更はなく、第三次計画の内容を踏襲しているようである。なお、その2年後の1922(大正11)年には、地域が概ね狭小で煩雑であることを理由として、64町10部落(昭和13年に隣接する8部落が追加編入)に再整理されている(図11に併せて記載)。ところで、「丁目」という字名に着目すると、1900(明治33)年時点では、駅に近い方が一丁目であり、駅を中心とした体系となっている。これに対して1922(大正11)年時点では、総督府が中心となっている。このように総督府は、ソフト面においても市街地中心の位置を占めているのである。

(2) 官庁建築物の展開

日本統治初期の官庁施設は、清朝時代の官衙を転用したものであった。主な例は、図12の通りである。しかしながら、これら旧官衙は老朽化しており、採光や通風にも問題が多く、また、土間や砂利敷など日本人の生活習慣になじまないものであり、防湿設備もなく居住性には問題があった。さらに、劣悪な衛生環境のために、「居住者の健康を害せしは掩ふべからざる事実なりとす。領有当時本島官吏の疾病に罹る者多数なりしは是に職由せず

んはあらざるなり。」⁵⁰⁾という状況であった。そこで、総督府は官公庁施設や文教施設の新築に着手した。これらの施設は、一般的な傾向として、そのままの位置で建て替えられるのではなく、台北城外東南部や台北城内南部の空き地に新築されていることが特徴として指摘できる(併せて図12に表示)。こうした建築行

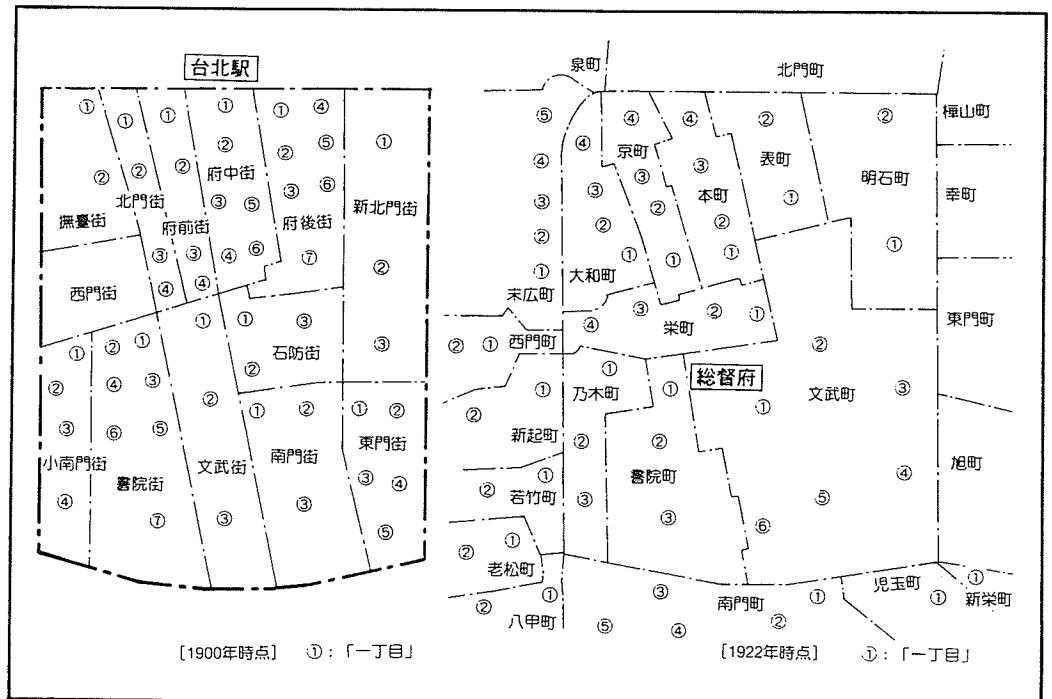


図11：台北城内行政区域名の変化

(出典：台北県報 第百八十八号、1900年8月23日の付図と総督府鉄道部、『台湾鉄道旅行案内』,1924年の付図より作成)

為は、行政運営等の合理化・効率化を企図したものであることには間違いはない。当時の文献に目を転じると、歴史学者の杉山靖憲は、次のように総督府の考え方を説明している⁵¹。「不観皇壯，安知天子尊」と、唐代の詩人駱賓王が歌ふた如く、支那種族たる台湾人は、物質的にして、黄金、武力、儀文を崇拜する民族性を帯びてゐる。此の人民を統治するに方りては、宏壯なる官衙を建築して、永遠に統治の意を示し、一面旧城壁を破壊して、本島人の清国時代追懐の対象物を除去し、我が帝国政府の威厳を物象に具現するは、執務の便否以上に必要であらねばならぬ。此の他・官衙・医院・公署・学校・職員宿舍等、本島の気候風土に適応せしむるの目的を以て、多くの建築が行はれたのは言ふ迄もない。」つまり、中国大陸風の意匠を否定し、そして、近代的合理性の追求以上に、視覚的効果を重視し、「大日本帝国の版図」としての秩序体系と安定性を具現する装置としても機能することが期待されていたと筆者は考える。

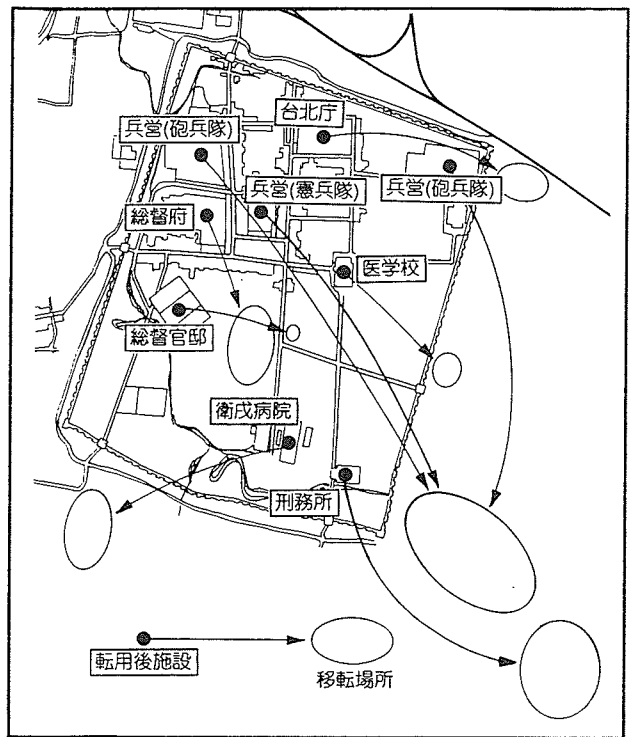


図12：官庁施設の転用と新築の実態

(尾崎秀真、「臺灣四十年史話」臺灣時報昭和10年4月号，p121-122，昭和12年7月号，p130-136，8月号，p155-160および，台北庁総務課，『台北庁志』，p22-24より作成)

布政使司衙門は、城内では、城門を除いて唯一残存した清朝時代の建築物であった。(ただし、城外南部の「植物園」に移築された。)総督府技師の大槻才吉⁵²は「此の衙門建築を通して我が國古代の建築を見るも強ち無意味では無からう、故に其の研究の資料としても頗る貴重なものである。」「殊に数多くの姉妹建築はその本國に於いて亡び行く際に、独り本島に其の存在を全ふする事は世界的に使命を負ふ所以で、将来臺灣を輝かす国宝的建築は即ち是れである。」として保存の効用を謳っている。ところで、布政使司衙門の保存は、歴史学者の尾崎秀真が総督府に働きかけた結果実現したものである。その尾崎は「臺灣唯一の明治天皇の御鴻業を記念すべき史跡」、「即ち明治天皇の臺灣を御領有になり、その最初の始政式を挙げさせ給ひたる臺灣總督府の舊廳舎は決して臺北市民だけの史跡では無く、當然臺灣全島乃至は帝國全體の誇りとすべき重要史跡」⁵³と発言しており、ここでも「大日本帝国の版図」の中での意義が強調されているのである。以上に示すように、建築物の新築・保存は、何れも「大日本帝国の版図」の具象化という文脈に織り込まれた行為であると筆者は考えている。

(3) 台湾総督府の坐向

日本の統治下で建設された官庁施設は、坐向に一定性はなく、西向きないし南向きの指向は踏襲されていない。3(2)に示した通り、台北城の中心は北部台湾を統括する台北府衙であったが、全島を統括する布政使司衙門の設置によって、その地位を譲っていると考えられる。そして、台湾総督府は、全台湾を統治するという観点から、布政使司衙門の機能を継承した存在であり、事実、当初は布政使司衙門の建物を使用していた。台湾総督府は日本統治時代における台北城内の中心的建築物であると考えられる。台湾総督府の設計は我が国初のコンペ方式によって実施された。コンペ方式を採用した理由は、①建築学術奨励、②庁舎建築に関する適当な教訓を得る⁵⁴、という目的の他、③工費の低廉化⁵⁵という事情もあった。工事の開始は1912(明治45)年で、1918(大正7)年に竣工した。工事費は当初予定150万円のところ、最終的に280万円となった⁵⁶。

ところで、コンペ要項の「應募者心得」⁵⁷には、「一、建物ハ東方ヲ正面トス」という規程が存在した。つまり、台湾総督府が東側を向いていることは、設計の段階で定められたものではなく、設計に着手する以前からの既定事項である。既述の通り総督府は、街路計画立案にあたって環境改善を考慮しており、建築物

単体についても次のような考えを述べている。「本島に於ける家屋は第一不導温性物質を以て構成し日光の射熱を遠くこと、第二家屋の方向を選び通風換気を良好ならしむることに注意せざるべからず。」⁵⁸⁾法令等で明文化されていないものの、環境の改善を背景に、日本統治下でも建築物の向きには強い関心が払われていたことは間違いない。一方、「應募者心得」には、「一、採光ノ方法ハ設計者ノ選擇ニ任スト雖モ寫眞室ノ如ハ北方ノ採光ヲ要スル等相當注意ヲ要ス」、「一、建物ハ耐火及耐震構造タルト同時ニ防暑的構造タルヲ要ス。特ニ室内ニ直射スル日光ヲ避クルコトニ関シ可成的相當ノ注意ヲ払フベシ」、「一、年々襲来スル暴風ニ対シ適當ノ設備ヲ要ス」という規程もあった。このように、「採光の処理」、「防暑対策」、「暴風への対処」については別項に規定されていたため、「東向」には、これら環境面への配慮以外にも意図が存在したと筆者は考える。既に明らかにした事柄から周辺の状態を整理すると、次のようになる。①総督府等の官庁施設は威容を保つことが求められ、視覚的効果をも重視した施設であり、②市区改正計画に関する野村一郎の発言においては、台北城の東側が日本人の居住・官公庁施設用地を想定して計画されている。従って、総督府に対する主な視点場として想定されたのは、台北城の東側の地域であると考えられる。以上の2点から、総督府が東向きに設定されているのは、日本人の居住地・官公庁からの景観を考慮し、その象徴性を高めるためとするのが筆者の見解である。しかしながら、これは結果的に伝統的な空間整序規範に倣う行為⁵⁹⁾でもある。今日の台湾では、総統府(旧台湾総督府)が東を向いていることについて、「日本人が中国大陸を遙拝することになるのを避けた。」「東は太陽の昇る方向であり、[日]を崇拝する意味があった。」など、様々な推測を呼んでいる⁶⁰⁾。

(4) まとめ

本章では、空間構成の変化を明らかにした。城内の空間を構成する要素は、街路から街区に転換し、台湾総督府を中心とした体系に再編成されていることを明らかにした。官庁建築物は、秩序体系と安定性を具現する装置としての機能が期待されたと指摘した。台湾総督府の坐向の選定思想について考察した。

7 おわりに

本研究は、日本統治下の台北城内の街区形成について、市区改正以前の台北城と構成原理の葛藤、街路整備の実態、街区形成の特徴、空間構成の変化、を歴史的視点から明らかにした。

台北城内においては、街路等の既存施設の改良や、城壁跡の骨格を利用し、環境改善を企図した市街地改造がなされている。その結果、城壁跡がそのままの位置で三線道路に転換し、風水地理説の影響と考えられる指向性が存続するなど、旧都城の記憶の継承に貢献している。しかしながら、これらは喫緊の課題への迅速な対応を図ろうとした結果であり、風水地理説・考工記・天子南面などの伝統的空間整序規範を考慮ないしは配慮した形跡を見出すことはできない。さらに、古跡の保存も限定的で、官庁施設の建設と共に、「大日本帝国の版図」の具象化という文脈内の行為と見られる。以上から、文化を受容し消化した上での計画ではなく、速やかに衛生環境を改善するための計画であって、その際に既存の地形条件を活用した、と理解することが妥当であると筆者は考える。

今後は、過去～現在の台湾住民による評価・批判が発掘できれば、本研究の成果と併せて、計画実施段階における文化的葛藤を、より多角的に分析できるものと考えている。

補注・文献

- 1) 黄世孟, 台湾都市計画歴史之初探(1895~1945), 都市与計画第十二卷第一期, p1~20, 1985年
- 2) 越沢明, 台北の都市計画 1895-1945, 第7回日本土木史研究会発表会論文集, p121~132, 1987年
- 3) 黄蘭翔, 日本植民初期における台湾の市区改正に関する考察, 第27回日本都市計画学会学術研究論文集p13~18, 1992年
- 4) 葉倩璋, 日本植民地時代における台北の都市計画, 経済地理学年報VOL.40 No.3, p38~55, 1994年
- 5) 黄永融, 清末における台北城の形態理念に関する考察, 第31回日本都市計画学会学術研究論文集, p259~264, 1996年

- 6) 尾崎秀真, 臺灣四十年史話, 臺灣時報昭和10年4月号, p121~122, 1935年
- 7) 台北庁総務課, 『台北庁志』, p22~24, 1903年
- 8) Harry J. Lamley, "The Formation of Cities: Initiative and Motivation in Building Three Walled Cities in Taiwan", *The City in Last Imperial China*, p155~209, Stanford University Press(米国), 1977
- 9) Sen-Dou Chang, "The Morphology of Old Capitals", *The City in Last Imperial China*, p75~100, Stanford University Press(米国), 1977
- 10) 日本都市計画学会学術委員会, 日本都市計画学会学術研究論文発表会, p69, 都市計画205, 1997年
- 11) 前掲, 清末における台北城の形態理念に関する考察
- 12) 瀧川政次郎, 『法制史論叢第二冊 京制並に都城制の研究』, 角川書店, p319~322, 1967年
- 13) 香港中文大学中国文化研究所, 『周禮逐次索引』 商務印書館(香港), 1993年により確認した。
- 14) 渡邊欣雄, 『風水思想と東アジア』, 人文書院, p30, 1990年
- 15) 莊展鵬主編, 『台北古城之旅』, 遠流出版公司(台湾), p19, 1992年
- 16) 栗山俊一, 台湾総督府旧庁舎の保存, 台湾建築会誌2輯5号, p1~2, 1930年
- 17) 堀込憲二, 風水思想と都市の構造, 『風水論集』, p169, 凱風社, 1994年
- 18) 李乾朗, 『臺灣建築史』 p173~179, p201~204, 雄獅圖書有限公司(台湾), 1979年
- 19) 蔣毓英, 『台湾府史本府藏版』, 卷之二叙山, 1690年頃, 高拱乾他, 『台湾府史』 卷之一封域形勝, 1696年, にも同様の記述がある。何れも『臺灣府史三種』(影印), 上巻, 中华书局(中国), 1985年に所収
- 20) 前掲, 清末における台北城の形態理念に関する考察
- 21) 台北市役所, 『台北市政二十年史』, p543, 1940年
- 22) 吉町太郎一, 『東京帝国大学台湾土木事業報告書』, p13~15, 1900年
- 23) 台北県, 県報 第百八十八号, 1900年8月23日
- 24) 五島寧, 台北の公園道路に関する歴史的研究, 第31回日本都市計画学会学術研究論文集, p265~270, 1996年
- 25) 臺灣日日新報, 市区計画の概要(二), 1905(明治38)年10月10日
- 26) 臺灣日日新報, 台北市区の一新, 1900(明治33)年8月23日
- 27) 森口雄稔『伊能嘉矩の台湾踏査日記』, p341, 南天書局有限公司(台湾), 1992年(市街地区には調製時点が明記されていないが, 同様に遺された他都市の図面は明治32年のものであるから, ほぼ同時代のものと思われる)
- 28) 臺灣日日新報, 臺北縣告示第九十號, 1901(明治34)年6月1日
- 29) 早川透, 臺灣に於ける都市計画の過去及将来, 区画整理, 昭和12年4月台湾特輯号, p27~48, 1937年
- 30) 台北庁, 庁報 第四百二十五号, 1905年10月7日
- 31) 野村一郎, 台北の都市計画について, 建築雑誌378号, p29~32, 1918年
- 32) 尾辻国吉, 明治時代の思ひ出其一, 台湾建築会誌, 第13輯第2号, p89~p96, 1931年
- 33) 臺灣日日新報, 市区計画の概要(一), 1905(明治38)年10月9日
- 34) 前掲, 市区計画の概要(二)
- 35) 前掲, 『台北市政二十年史』, p548~553
- 36) 1997年8月に現地踏査を実施し, 確認した。
- 37) 台北市政府, 『台北市都市計画図』, 1951年
- 38) 前掲, 『台北市政二十年史』, p617~618, および, 台北市役所, 『台北市予算書』各年版
- 39) 黄淑清, 『台北史路街史』, p244, 台北市文献委員会(台湾), 1985年
- 40) 台湾総督府『台北水道』, p4, 刊行年次は明示されていないが, 記述内容から明治末期と考えられる。
- 41) 前掲, 市区計画の概要(二)
- 42) 井手薫, 臺灣の都市計画に就いて, 台湾建築会誌1輯5号, p1~3, 1929年
- 43) 越沢明, 台湾・満州・中国の都市計画, 近代日本と植民地3 植民地化と産業化, p185, 岩波書店, 1993年
- 44) 前掲, 台北の都市計画について
- 45) 尾辻国吉, 臺灣建築界の回顧, 台湾建築会誌15輯4号, p133~136, 1943年
- 46) 張景森『台湾的都市計画(1895~1988)』, 業強出版社(台湾), p11, 1993年
- 47) 前掲, 台北市区の一新
- 48) 前掲, 『台北市政二十年史』, p200~204, 1940年
- 49) 台北市役所, 『台北市十年誌』, 1930年の付図
- 50) 台湾総督府文書課, 『台湾統治総覧』, p275~278, 1908年
- 51) 杉山靖憲, 『台湾歴代総督之治績』, 帝国地方行政学会, p173, 1922年
- 52) 大槻才吉, 総督府旧庁舎について, 台湾建築会誌2輯5号, p45~50, 1930年
- 53) 尾崎秀真, 臺灣四十年史話, 臺灣時報昭和10年4月号, p125, 1935年
- 54) 詩愛生, 臺灣総督府廳舎新築設計の懸賞募集, 建築雑誌245号p30~32, 1907年
- 55) 井手季和太, 『台湾治績志』, p559, 台湾日日新報社, 1937年
- 56) 前掲, 『台湾治績志』, p559
- 57) 台湾総督府, 臺灣総督府廳舎新築設計懸賞募集規程, 建築雑誌246号付録, 1907年
- 58) 前掲, 『台湾統治総覧』, p282~283
- 59) 既述の台湾に関する風水地理説の解釈については, 植民地時代から調査報告書がまとめられていたことが注目を集めている。(臨時臺灣舊慣調査會, 『臨時臺灣舊慣調査會第一部調査第三回報告書 臺灣私法 第一巻下』, p101~102, 1910年)しかしながら, この記述は墳墓に関する調査報告であり, 文面を覗る限りは, 都城や建築物も風水地理説の適用の対象となっていたとは読みとることはできない。
- 60) 趙莒玲, 『台北市古街之旅』, p119, 台北市政府新聞処(台湾), 1992年